

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画と社会福祉協議会

地域福祉とは？

私たちの住んでいる地域には子どもから高齢者まで、さまざまな人が暮らしています。介護を必要としている高齢者や障がいのある人、子育てや介護に悩む家族など、ちょっとした手助けが必要な人がいます。また、ひとり暮らしで話し相手のいない人、慣れない地域での生活に悩みや不安を多く抱える人もいます。このような人たちを地域のつながりの中で支え合うことができれば、多くの人々が安心して暮らせるまちになるはずです。

こうした町民の助け合いと、行政の施策や社会福祉協議会などの関係機関の福祉サービスを上手に組み合わせ、みんなで自分たちのまちを暮らしやすくしていく取り組みを「地域福祉」といいます。

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

みなさんは行政がつくる計画にどんなイメージを持っていますか？「難しくて興味がない」あるいは「いいことがいっぱい書いてあるけど、本当に全部実行してくれるのかな？」と思う人もいるでしょう。地域福祉計画は、行政が実施する政策だけの計画ではありません。誰もが安心してその人らしく生活できるまちづくりのために、関係機関や町民と一緒に実行する計画です。

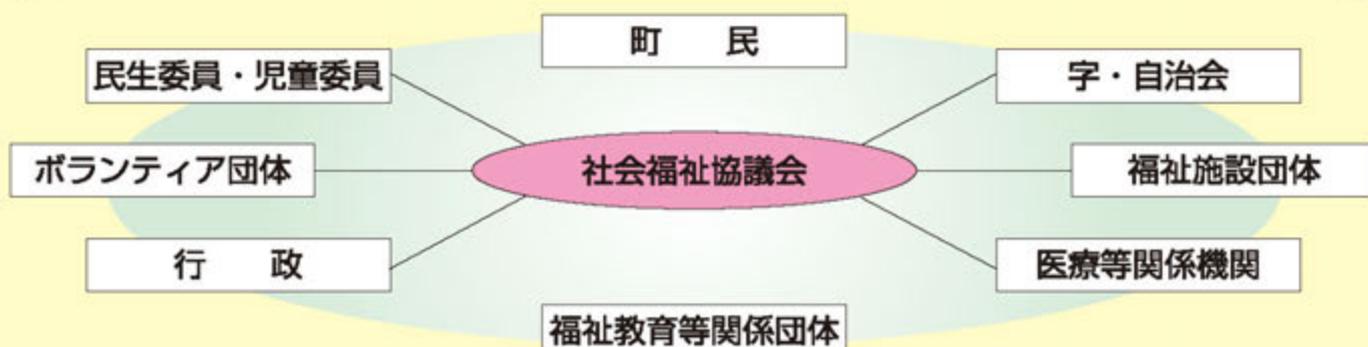
また地域福祉活動計画は、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が町民のみなさんや関係団体などと一緒に地域福祉を推進するしくみをつくるための行動計画で、行政のつくる地域福祉計画と同じく地域福祉の推進を目的としています。

今まで町と社会福祉協議会とはお互いに連携・協力してきましたが、今後も協力体制を保ちながら地域福祉を推進するため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図るための重要な団体（社会福祉法人）として明確に位置付けられています。その目的は、町民のみなさんが抱えているいろいろな福祉の問題を地域全体の問題としてとらえ、福祉活動を通して福祉コミュニティをつくることと地域福祉を推進することです。

その運営は行政区を通して町民のみなさんから会員を募り、地域の福祉関係者やさまざまな住民組織の代表の方などによって活動しています。また、その財源は会員のみなさんからの会費や共同募金、行政の補助金や事業委託金等で成り立っています。



2. 計画の基本理念と5つの目標

基本理念

町および町社会福祉協議会は、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念（キャッチフレーズ）を「地域住民を主体として、結の心で支えあうふれあいのまちづくり」として、町民のみなさん、関係機関等と連携・協働しながら実現に努めます。

5つの基本目標

1. 調和のとれた安全・安心なまちづくり

ユニバーサルデザインの視点で、バリアフリー整備を推進するとともに、災害時における要援護者支援を含めた防災対策や防犯対策の充実を図り、安全と安心のある地域づくりに取り組みます。

2. 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、町民の自主的・主体的な地域福祉活動が欠かせません。町は、その基盤整備として、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、町民と協働して取り組みを進めていきます。また、保健福祉の相談体制など地域福祉推進の体制づくりを町民との対話を図りつつ進めていきます。

3. 結の心で支えあう健康・福祉のまちづくり

地域に住む住民同士が子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ることで、自分らしく生き生きと暮らし、みんなが手をつなぎ支えあい、助けあう地域社会をつくります。また、住民や地域の福祉推進団体等を中心にネットワークづくりを進め、地域の問題を地域で支え合い解決できるようなまちづくりを進めます。

4. 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

地域で自分らしく安心して暮らすことを誰もが望んでいます。そのためには、分かりやすく正確な情報を必要な人が必要なときに利用して自己決定できると共に、安心して自らの情報を発信できることが必要です。このような情報を共有するしくみづくりに取り組みます。

5. 地域福祉推進のための人・組織づくり

各地域には、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動を担う役職者が配置されています。この役職者らへの研修等の強化を図り、地域にみられる福祉課題を解決するための活動に中心となって取り組んでいただくための支援に取り組みます。また、地域住民の誰もが地域福祉活動に参加するよう、地域内の団体組織のリーダー等の研修に取り組みます。

地域福祉を推進する上では、町社協の役割が極めて重要となります。福祉活動を主体とした、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくためにも、町社協の存在意義や事業等への町民の理解を促進しつつ、町社協組織を強化・発展させていきます。

3. 基本目標達成のための活動方針と役割分担

基本目標1. 調和のとれた安全・安心なまちづくり

☆ 生活環境の整備の推進

○町の取り組み・○町社協の取り組み

- ・安心して快適な利用ができる公共施設を推進します。
- ・要援護者がいつでも気軽に利用できる移動交通手段の整備を図ります。
- ・町民がバリアフリー化やユニバーサルデザインに対する意識を高めていくような事業を推進します。
- ・生活課題を解決するための方策を推進します。

○町民の取り組み

- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインに対する意識を高めます。
- ・要援護者等の町民に対し積極的な支援に努めます。

○福祉関係団体の取り組み

- ・施設内のバリアフリー化やユニバーサルデザインを進めます。



☆ 防犯・防災対策の充実

○町の取り組み・○町社協の取り組み

- ・地域の防犯活動を推進します。
- ・町民の防犯に対する意識の高揚を図ります。
- ・災害時要援護者等の支援対応マニュアル作成に取り組みます。
- ・防災マップ等を活用し地域避難場所の周知、地域毎の避難訓練を実施します。
- ・自主防災組織活動を推進します。
- ・防犯に対する講演会等を実施し、予防的事業を推進します。
- ・地域で実施されている防犯活動の支援に取り組みます。
- ・民生委員児童委員等と協力し要援護世帯名簿を作成し、災害時に備えた対策を図ります。

○町民の取り組み

- ・各種防犯対策集会等に積極的に参加します。
- ・地域で実施されている見守りや防犯パトロール活動等に積極的に取り組みます。
- ・地域連携を深め災害に負けない環境づくりに努めます。

○福祉関係団体の取り組み

- ・施設内でも入居者やサービス利用者の避難経路や避難訓練を実施し、災害被害を抑制する環境を整えます。



基本目標2. 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

☆ 住民参加型事業の推進

○町の取り組み

- ・住民や当事者が参加あるいは主体となつて行なえるよう支援しながら、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ・地域世代間交流や子育てサロン等の推進し交流の場を支援します。

○町社協の取り組み

- ・地域コミュニティネットワーク事業を推進する事により、住民参加型事業を住民や当事者が主体となり実施できるよう支援します。
- ・地域で活動するボランティアやNPOと連携を図ります。

○町民の取り組み

- ・地域住民が協力し、住民自治に基づいた活動や地域における助け合い活動の立ち上げ、組織化等、コミュニティ活動の活性化等に向けた取り組みを進めていきます。

☆ 当事者組織化推進と活動への支援

○町の取り組み・町社協の取り組み

- ・生きがいや仲間づくりなど、自立活動の支援に取り組みます。
- ・加入率の向上や役員等の後継者育成支援を目指します。

○町民の取り組み

- ・地域貢献を取り入れながら、会員すべてが楽しく参加しやすい活動を目指していきます。
- ・地域の組織化活動を通して、日常的な生活の場での助け合い、支えあい意識の向上に努めます。



☆ 小地域活動の推進

○町の取り組み・町社協の取り組み

- ・コミュニティソーシャルワーカーを配置して人と人との結びつきを強めるコミュニティ活動を推進しながら、地域課題の発見やその解決に向けた取り組みにつなげます。

○町民の取り組み

- ・地域懇談会や集会に積極的に参加して、地域福祉の課題を把握し、住民同士話し合いながら共有化を図り、解決策を検討していけるような体制づくりに取り組みます。
- ・字・自治会内のイベントを通して地域住民の交流の場づくりに取り組み、あいさつ運動を推進しながら顔が見える関係をつくりあげます。

○福祉関係団体の取り組み

- ・施設利用者等の課題を掘り起こし、関係機関に情報の共有化を図り、課題解決に向けた環境づくりにつなげていきます。



基本目標 3. 結の心で支えあう健康・福祉のまちづくり

☆ 結の心で支えあう活動の推進

○町の取り組み・町社協の取り組み

- ・行政区（字・自治会）を単位とした日頃からの隣近所のつきあいを推進するため、字・自治会の事業を支援し、地域住民の見守り活動につなげます。
- ・日常的に行なわれている高齢者や障がいのある方、あるいは子育て家庭等への近隣住民による私的な支援活動を尊重しつつ、住民一人ひとりがこうした活動に参加することができるよう、地域住民の一体感を高め、また、地域の活性化につながるよう組織的かつ継続的に展開できるように支援します。

○町民の取り組み

- ・地域見守り支援活動に積極的に参加し、地域住民間の結束力を高め、さまざまな地域課題について検討、解決のために取り組むことのできる地域組織の基盤づくりに努めます。
- ・地域にみられる福祉課題の解決のために、地域住民間でその課題を認識・共有し、誰もが無理なく助けあい活動に参加できるよう、町や町社協の支援を得ながら、役割などについて検討するなど組織化に取り組みます。

○福祉関係団体の取り組み

- ・福祉団体としても地域社会全体で支えあうという共通認識に努め、関係機関と連携して、見守り活動等の生活上のさまざまな課題解決に向けた小地域活動を推進していきます。

☆ 福祉教育の推進

○町の取り組み・町社協の取り組み

- ・小中高校生を対象に学校での福祉教育を推進します。
- ・生涯の各期から、「介護講習会」「ボランティア講演会」や「子育て並びに認知症サポーター養成講座」等を開催します。
- ・住民同士の助けあいの意識を培い、住民自治の理念を推進することを目的に、小地域での地域懇談会の定期的な開催を検討し、住民の福祉意識の高揚につなげます。

○町民の取り組み

- ・地域ぐるみの人権や福祉教育について学び、住民一人ひとりが自分自身の課題としてとらえ、考え、行動できる人権尊重の町づくりに参加します。
- ・町や町社協が主催する講習会や講演会等に参加し、福祉意識の高揚や自己啓発に努めます。
- ・小地域での福祉懇談会が開催される時には積極的に参加し、身近な福祉課題等について住民間で話しあい、住民同士の助けあいや住民自治のあり方について共有を図ります。

☆ 推進基盤の確立

○町の取り組み・町社協の取り組み

- ・地域福祉を支える社会資源（物的、人的資源の総称）と連携を図りながら、情報交換や困難事例研究と解決に向けた取り組みを図ります。
- ・多くの民間事業者やNPOが事業主体として参加できる環境を整備します。



基本目標4. 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

☆ 相談支援の充実

○町の取り組み・町社協の取り組み

- ・寄せられた相談に応じて、必要な情報提供や福祉サービスの適切な利用につなげます。
- ・各種研修会等で相談員等の接遇対応や資質の向上を図ります。
- ・町と町社協が連携して総合相談窓口を設置し、相談事業の一層の強化に努めます。
- ・複雑化多様化している生活課題等に速やかに対応することができるよう関係相談機関などとのネットワークづくりを進め、連携体制を構築していきます。

○町民の取り組み

- ・生活上困っていることなどについて、公的な支援が必要であることや、自身で解決が難しい場合には、身近な機関や各地域に配置されている民生委員・児童委員、地区推進員等に相談するようにします。

○福祉関係団体の取り組み

- ・町や社協、事業所間の相談機関の連携を図り、生活課題等について速やかに対応する体制や犯罪を未然に防ぎ情報の共有化に努め、相談体制を充実します。

☆ 情報伝達・共有の仕組みづくり

○町の取り組み・町社協の取り組み

- ・住民の暮らしに、より密着した情報提供サービスの充実を図り、適切な福祉サービスの利用など、住民生活の質的向上と地域社会の活性化につなげていきます。
- ・町の広報や社協だより、ホームページ等を活用して町民に必要な福祉情報を繰り返し、提供していきます。
- ・手話通訳・要約筆記の普及や、文字情報サービスの充実などを図り、耳や目の不自由な人等に、コミュニケーションが図れる環境づくりを推進します。

○町民の取り組み

- ・町民一人ひとりが町や町社協から提供されるさまざまな福祉情報に関心を持ち、内容を理解し、隣近所同士が情報共有できるよう努めます。
- ・町民も手話や要約筆記に興味を持ち、耳や目の不自由な人等に対して支援できるよう努めます。

○福祉関係団体の取り組み

- ・町の広報や社協だより等を活用して事業所が実施しているサービス情報や、地域交流事業等を紹介していきます。

☆ 権利擁護体制の推進

○町の取り組み・町社協の取り組み

- ・要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待防止を図ります。
- ・高齢者への虐待の対応としては、早期発見と地域包括支援センターに情報が伝わる体制づくりを進めるとともに、虐待に適切に対応できる体制づくりを関係機関と連携して進めます。



基本目標5. 地域福祉推進のための人・組織づくり

☆ 地域福祉推進のための人・組織づくり

○町の取り組み・町社協の取り組み

- ・民生委員・児童委員は、地域に根ざした福祉活動の中心的存在です。県等とも連携して一層の資質の向上に努めます。
- ・字・自治会、あるいは商工会、地域内にある企業等を対象に、福祉教育を推進し、福祉活動の参加につなげるとともに、そのリーダーの養成に努めます。
- ・字・自治会活動、ボランティア・NPO活動、健康、仕事、生涯学習、趣味・スポーツ・観光などさまざまな分野に及ぶ地域参加に関する情報の提供や地域参加を希望される方からの相談を受け付け、コーディネートなどを実践するとともに、イベントや講座、セミナー等の開催により、地域参加に関する啓発やきっかけづくりを行ないます。

○町民の取り組み

- ・町民一人ひとりが地域福祉活動の重要性とリーダーの必要性や役割を理解します。リーダー1人に活動の運営を任せるのではなく、活動にかかわる全員で活動の活性化を図ります。
- ・民生委員・児童委員の役割を理解し、ともに地域福祉活動に取り組むようにします。
- ・虐待に適切に対応できる体制づくりを関係機関と連携して進めます。

☆ 八重瀬町社会福祉協議会の強化・発展

○町の取り組み

- ・事業の委託や補助金の助成を実施し、町社協事業を支援し町内の地域福祉向上を推進していきます。
- ・深刻な地域の生活課題（生活困窮者や虐待、権利侵害、引きこもり等）について、地域住民や民生委員・児童委員、専門機関と連携・協働を積極的に働きかけるためにコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進し、支援します。

○町社協の取り組み

- ・広く町民に町社協の活動を周知するため、社協だより「やえせ」、ホームページ等を活用し、認知度向上につなげます。若年層や福祉へ関心が低い人にもアールできるような紙面づくりを検討します。
- ・八重瀬町社会福祉協議会の会費を納めることにより、社協会員になることで町民一人ひとりが「地域福祉」を自らの活動として受け止め、地域福祉活動に間接的に参加していただいているということを広く周知していきます。
- ・「赤い羽根共同募金」活動の意義や使命等のPRを一般町民をはじめ、法人や職域・団体などの募金の拡大を図り、積極的に募金活動を推進し、自主財源確保に努めます。
- ・事業を推進する上で、必要な職員体制、人員配置を確立します。地域福祉活動を推進するために専門性と熱意あふれる職員が配置育成できるよう条件整備を整組織強化を図ります。

○町民の取り組み

- ・町社協の存在意義や事業等を正しく理解するよう努めます。
- ・担当地域のコミュニティソーシャルワーカーに対して地域の特性や課題等の情報提供、あるいは相談を行ない、ともに支えあう地域を推進していきます。

■計画に関するお問い合わせ先■

八重瀬町役場 社会福祉課

〒901-0592

八重瀬町字具志頭659番地

TEL 098-998-9598 FAX 098-998-7164

八重瀬町社会福祉協議会

〒901-0401

八重瀬町字東風平1318番地の1 町社会福祉会館内

TEL 098-998-4000 FAX 098-998-8999